

# 生駒市市民自治検討委員会調査部会検討結果

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第1回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 条例制定手続き	<p><b>【例示】</b>            市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図り、又は市民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合            (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合            (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合</p> <p>提案者は、前項に規定する市民の参加等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>            まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参加や意見を求めることを規定する。            条例案提出に際し、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参加の状況を明示することを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  <b>市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。</b>  <b>条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参画の状況を明示すべきことを規定する。</b></p>
(2) 総合計画策定	<p><b>【例示】</b>            市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、計画的な市政運営に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>            総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>            総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。</p>
(3) 説明責任	<p><b>【例示】</b>            市は、市民に対し、市の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>            市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>            市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
<p>(4)長の責務</p>	<p><b>【例示】</b>  市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。  市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。  市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>  市長は、市民から直接選挙で選ばれた代表機関であり、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。</p>
<p>(5)執行機関・職員の責務</p> <p>下線部分は第3回調査部会での検討結果</p>	<p><b>【例示】</b>  市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。  <u>市の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。</u>  市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>  市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、<u>基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと</u>及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第2回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 行政組織・体制	<p>【例示】 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p> <p>【基本構想案】 社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p>
(2) 法務体制・法令遵守 ・公益通報	<p>【例示】 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定めることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。</p>
(3) 職員政策  第3回調査部会での再 検討結果	<p>【例示】 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(4) 行政手続	<p><b>【例示】</b> 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定めるべきことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、<u>適切に運用すべきことを規定する。</u></p>

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第3回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 危機管理	<p><b>【例示】</b> 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。</p>
(2) 財務総則	<p><b>【例示】</b> 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。</p>
(3) 予算編成・執行・決算	<p><b>【例示】</b> 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(4) 財産管理	<p><b>【例示】</b> 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。</p>
(5) 評価実施・評価方法検討	<p><b>【例示】</b> 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。 市は、評価に当たっては、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。 市は、評価に当たっては、<u>市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。</u></p>
(6) (外部) 監査	<p><b>【例示】</b> 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p><b>【基本構想原案】</b> 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b> 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、<u>必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。</u></p>

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 近隣自治体との連携	<p>【例示】 市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、<u>共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため</u>、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。</p>
(2) 広域連携	<p>【例示】 市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、<u>市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため</u>、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。</p>
(3) 国際交流及び多文化共生	<p>【例示】 市民及び市は、各種分野における国際交流及び連携に努め、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市民及び市は、各種分野における国際交流及び連携に努め、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、<u>多文化共生推進の視点</u>に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。</p>



生駒市市民自治検討委員会調査部会（第5回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 議会の役割・責務	<p><b>【例示】</b></p> <p>(議会の役割と権限) 市議会は、市の意思決定機関として、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。</p> <p>(議会の責務等) 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b></p> <p>(議会の役割と権限) 市議会は、意思決定機関として、市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法令に定められた議決権を規定する。</p> <p>(議会の責務等) 市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b></p> <p>(議会の役割と権限) 市議会は、<u>団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。</u> 市議会は、<u>法律(政令を含む。以下「法律等」という。)</u>に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する<u>法律等に定められた議決権を規定する。</u></p> <p>(議会の責務等) 市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(2) 議会の会議・会期外活動	<p><b>【例示】</b>  市議会の会議は、討論を基本とする。  市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし適当と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。  市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>  市議会の会議は討論を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  市議会の会議は討論を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。</p>
(3) 議員の役割・責務	<p><b>【例示】</b>  市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。  市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。  市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想原案】</b>  市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。</p>